

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(金融庁総合政策局総合政策課)

項 目 名	上場株式等の相続税に係る見直し											
税 目	相続税											
要 望 の 内 容	国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促すため、上場株式等について、相続税評価方法の見直し等を行うこと。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>(制度自体の減収額)</td><td>(</td><td>— 百万円)</td></tr><tr><td>(改正増減収額)</td><td>(</td><td>— 百万円)</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(	— 百万円)	(改正増減収額)	(	— 百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(	— 百万円)										
(改正増減収額)	(	— 百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 上場株式等に係る相続税評価方法の見直し等を行うことにより、上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消し、国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促すこと。 (2) 施策の必要性 相続財産となった上場株式等は、原則として、相続時点の時価で評価される。 他方、上場株式等は、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きいかかわらず、不動産等と異なり時価の 100%で評価されること等から、相続前に売却され、他の資産への買換え等が行われるケースがみられるなど、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	上場株式等に係る相続税評価方法の見直し等を行うことにより、上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消し、国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促すこと。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	3,281万人（2024年度株主等通知用データ） （出典）証券保管振替機構 統計データ（2025年8月）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	上場株式等に係る相続税評価方法の見直し等を行うことにより、上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消し、国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促す措置として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消し、国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促すためには、上場株式等に係る相続税評価方法の見直し等が必要であり、税制上の措置を講じることが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 28 年度からの継続要望。